

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 21 日（金）第 601 号



発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○生産事業者の登録	（森林経営課取扱い）	1
○保安林の指定（4件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）	（水産振興課取扱い）	3
○肥料の登録の有効期間の更新	（経営技術課取扱い）	4
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い）	4
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	5
○道路の供用の開始（3件）	（道路維持課取扱い）	5
○都市計画道路の変更（2件）	（都市計画課取扱い）	6

公

告

○河川法に基づく花渡川水系河川整備計画の変更の公表	（河川課取扱い）	7
○宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告	（建築課取扱い）	7
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	7
○落札者等の公告（4件）	（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い）	8
	（県立始良病院取扱い）	8
	（県立薩南病院取扱い）	8
	（県立北薩病院取扱い）	9

告

示

鹿児島県告示第215号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第7181号	株式会社ヤマトク 霧島市溝辺町有川175番地5	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	株式会社ヤマトク 霧島市溝辺町有川175番地5

鹿児島県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

熊毛郡屋久島町中間字安牧632番 8， 649番 2， 650番， 653番 4， 664番10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

熊毛郡屋久島町口永良部島字星ノ峯1725番 1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

西之表市現和字三山3757番 6， 字上喜加野3811番 1， 3811番 2， 字下喜加野3904番 1， 3915番 1， 3919番， 3921番 6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
西之表市安納字大中野3948番 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
西之表市現和字椎之木小田4496番，4497番 7
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第221号

薩摩川内市下甕町長浜157番地 2 下野尚登及び薩摩川内市下甕町長浜1189番地 7 東孝也からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甕町長浜区域（薩摩川内市下甕町長浜の地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第222号

鹿児島市喜入生見町2867番地 1 春日水産有限会社代表取締役村田勉及び鹿児島市喜入生見町2882番地 3 みつ丸水産有限会社代表取締役宮崎卓己からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 鹿児島市喜入区域（鹿児島市喜入瀬々串町，喜入中名町，喜入町，喜入一倉町，喜入前之浜町及び喜入生見町の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主としてはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業

鹿児島県告示第223号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1346号	令和10年4月25日	混合有機質肥料	豊の恵	窒素全量 9.5 りん酸全量 1.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

鹿児島県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）内ノ田ため池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 24 日から同年 4 月 18 日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）溜池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 7 年 3 月 24 日から同年 4 月 18 日まで
- 縦覧場所
いちき串木野市役所農政課

鹿児島県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（シラス）（旧：県営シラス対策）（農業用排水施設整備）第二下祓川地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 7 年 3 月 24 日から同年 4 月 18 日まで
- 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課

鹿児島県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町安楽字渡口567番4地先から同市志布志町安楽字長迫2541番1地先まで	令和 7 年 3 月 23 日

鹿児島県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目11番2地先から同町 大字古志字長崎8番1地先まで	令和7年 3月22日

鹿児島県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	黒石串良線	曾於郡大崎町持留字二子塚1293番1地先内	令和7年 3月21日
		曾於郡大崎町持留字二子塚1318番3地先から1268番 3地先まで	
		曾於郡大崎町持留字茶木後1257番1地先から1247番 3地先まで	
		曾於郡大崎町持留字茶木後1237番9地先から1222番 1地先まで	

鹿児島県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 3・3・22号中洲通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

鹿児島市武一丁目及び中央町の各一部

鹿児島県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 大隅都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・1号中央線
3・5・4号前田線

- 3・4・7号八合原線
- 3・5・15号大黒線
- 3・5・16号大隅インター線
- 3・5・17号弥五郎通線
- 3・4・3号岩南線

2 都市計画を変更した土地の区域
廃止した部分

- 3・4・3号岩南線

曾於市大字大隅町中之内字本屋敷，字前田崎，字五反田，字市ノ後，字河崎，字堤谷及び字畠田の各一部並びに大字末吉町岩崎字柳田，字岩ノ上，字橋ノ口，字馬込，字三藺，字久保田，字下喜平，字下平及び字下川原の各一部

公 報

河川法に基づく花渡川水系河川整備計画の変更の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により，花渡川水系河川整備計画（平成15年11月4日鹿児島県公報第1931号をもって公表）を変更したので，鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については，その事務所の所在地を確知できないので，当該宅地建物取引業者は，その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお，この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは，同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
銀座ハウス	奈良 充謙	鹿児島市大竜町3 －6 S Tビル102 号	令和3年 10月14日	鹿児島県知事（12） 第1813号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大島郡龍郷町浦字中袋1448番2の一部，1450番3の一部，1452番1，1453番，1454番3，1455番2，1455番3の一部，1467番2及び1480番1

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 大島郡龍郷町浦字中袋1448番2の一部，1450番3の一部，1452番1の一部，1453番の一部，1454番3の一部，1455番2，1455番3の一部，1467番2の一部及び1480番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

奄美市名瀬大字浦上1144番地1
株式会社リアルトラスト

代表取締役 再田絹代

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 21 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅敏典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,899,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 54,859,081円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 12 月 24 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 21 日

県立始良病院長 山畑良蔵

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立始良病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,671,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立始良病院経営課
始良市平松6067番地
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町1964番地 1
- 5 落札金額
予想使用電力料金 35,484,900円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 12 月 24 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 21 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 3,527,766キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院総務課
南さつま市加世田村原四丁目11番
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町1964番地 1
- 5 落札金額
予想使用電力料金 75,727,764円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 12 月 24 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 21 日

県立北薩病院長 田中修也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立北薩病院で使用する電気
年間予想使用電力 1,664,273キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立北薩病院総務課
伊佐市大口宮人502番地 4
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 F P S
東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 34,179,607円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 12 月 24 日